

「日本スキー学会 研究助成事業」規程

(目的)

第1条 スキー関連科学の発展に貢献する調査・研究を支援することにより、学会の活性化ならびに若手研究者の育成に寄与することを目的とする。

(対象)

第2条 本助成による助成対象者は、本学会の40歳未満（申請時直後の4月1日現在）の会員とする。共同研究者または研究協力者はこの限りでないが、会員であることが望ましい。

2 原則として他の助成と重複した助成受給はできない。

(助成の申請)

第3条 本助成を受けようとする者は、別に定める様式の申請書に必要事項を記入し、本学会事務局宛に申請するものとする。

2 申請の受付期間は、毎年8月1日から8月末日までとする。

(申請の審査)

第4条 申請に対する助成の可否については、本助成選考委員会（以下「委員会」という）で審査する。

2 委員会は、理事長が指名する会員5名で構成する。

3 委員会は、以下に定める選考基準に基づいて助成候補者を選考する。

4 委員会は、選考結果を翌年1月末日までに理事長に答申する。

(選考基準)

第5条 選考委員は、以下の6つの項目ごとに5点満点（計30点満点）で評価する。

- ① 日本スキー学会にふさわしい研究テーマか。
- ② 研究の目的が明確で、かつ研究の意義が認められるか。
- ③ 研究方法が具体的に示されており、妥当であるか。
- ④ 倫理的配慮が十分になされているか。
- ⑤ 助成金の使用計画が綿密かつ具体的であり、妥当であるか。

⑥ 計画全体から見て実行可能性はあるか。

(助成の決定)

第6条 理事会は、委員会の答申に基づいて採択者を決定する。

2 事務局は申請者に審査結果を文書で通知するとともに、ホームページで公開する。

(助成額および助成件数、助成期間)

第7条 助成額は総額30万円以内、助成件数は2件以内とする。助成金の交付は申請年度末月(3月)とする。

2 助成期間は助成金交付から翌年度末までとする。

(助成の対象となる経費)

第8条 助成の対象となる経費は、研究にあたり通常必要とされる費用とし、諸給与などの経費は除くものとする。ただし、研究のために臨時に雇入れた者に対する謝礼金は、この限りではない。

(義務)

第9条 本助成の交付を受けて行われた調査・研究については、助成期間終了後2年以内に本学会大会または秋季大会において口頭発表およびスキー研究への投稿を行わなければならない。

2 本助成の交付を受けて行われた調査・研究をもとに論文または著書を発表する際には、本助成による助成研究である旨を明記しなければならない。

3 助成期間終了後一ヶ月以内に別に定める助成金収支報告を提出すること。

(規程の変更)

第10条 この規程を変更するときは、理事会の承認を得なければならない。

付 則

1 この規程の施行に関し、必要な事項は別に定める。

2 この規程は2021年4月1日から施行する。

2021年8月20日 一部改正